

学校教育における知的財産権

知的財産を教え、自ら考えさせる

文部科学省 初等中等教育局 視学官 吉野 弘一氏



◎身近な製品を取り上げ
知的財産について教え、自ら考えさせる

しかし、現代の子どもたちは未来に生きる人間であり、モノの価値よりも知識の価値が重視される知識社会を生きることになる。従って、未来を生きるために基礎的な知識や技術を身に付けさせることを目標とする学校教育においては、このような知識社会を生き抜くための教育を充実することが大切になる。各学校においては、様々な教育活動の中で、身近な製品を取り上げ、その製品の持つ知的財産の種類や内容について教え、子どもたちに知的財産に対する関心を持たせることが重要である。そうすると、子どもたちは他の製品についても、どんな知的財産があるのかを自ら考えるようになるのではないだろうか。

◎多くの人が工業社会育ち

このごろは、新聞等を読んでいると知的財産という文字がよく目に付くようになってきた。しかし、多くの人が知的財産という言葉による表現は知っているが、その種類や内容等については、まだ十分に理解していないのが現状ではないだろうか。その原因の一つには、わが国では多くの人が、素材産業や加工組立型産業による製品の製造を中心とした工業社会で育ったことが考えられる。この時代の製品に対する関心は、製品を構成する素材や部品などモノに関するものが中心であり、製品に集約された独創的なアイディアやデザインなどの知識の部分にはあまり関心を持つことがなかった。そのようなことから、携帯電話など知識集約型の製品が主である現代社会においても、目の前にある電化製品等について、その製品のどこに知的なものが施されているのかなどの関心が薄く、普段からあまり考えようとしないのではないかだろうか。



知的財産制度についての出張授業

特許や商標、実用新案など知的財産を守る専門家である実際の弁理士が学校へ出張授業を展開中。寸劇を交えたコミカルな演出で、知的財産制度を子どもたちにわかりやすく解説し、実施した全国の小・中学校、高等学校に大変好評を得ております。総合的な学習の時間、社会科、課外授業などにご活用できますのでお気軽にお問い合わせ下さい。



授業概要

■授業時間数 1時限(50分)

■単元 総合的な学習の時間、社会科、課外授業など

■授業展開 日本弁理士会3名程度の講師とスタッフ派遣。
日本弁理士会制作の授業の台本、
プレゼンテーションソフトでの映像紹介など
日本弁理士会にて一括対応。

■担任の先生の対応について

学校内での了承(校長の了承)、授業時間の調整、事前事後学習など

■授業実施までの展開

- ① 学校側と日本弁理士会との授業内容、日程の調整
- ② 事前打ち合わせ
- ③ 授業実施

※まずは下記までお問い合わせください。

出張授業に関する
お申し込み・お問い合わせは、
右記までご連絡ください。

日本教育新聞社 企画調査室 担当／川崎
TEL:03-5510-7800 FAX:03-5510-7802
E-mail : n-kawasaki@kyoiku-press.co.jp